



引渡命令の手続について、窓口で尋ねられることの多い疑問や質問項目をQ & A形式にしましたので、引渡命令申立ての参考にしてください。

### Q 1 引渡命令とはどのようなものですか。

A 1 引渡命令とは、代金を納付した買受人が簡易迅速に競売物件の引渡しを受けられるよう、民事執行法において特別に設けられた裁判です。

引渡命令は原則として競売事件の記録に基づき書面審理でなされるので、買受人は引渡命令の申立書を裁判所に提出し、認められると引渡命令が発令されます。

### Q 2 引渡命令の申立ては、いつまでにしなければなりませんか。

A 2 引渡命令の申立期間は代金を納付した日の翌日から起算して6か月以内（明渡猶予制度の適用のある賃借人がいる場合には、代金納付日から9か月以内）にしなければなりません。

この期間を経過した場合は、通常の明渡しを求める訴訟を提起しなければなりませんので注意が必要です。

### Q 3 引渡命令の申立てから実際に明渡しの強制執行をするまでにどのくらいの日数がかかるのですか。

A 3 事案によって引渡命令の送達に時間がかかったり、執行抗告（引渡命令に対する不服申立）が申し立てられる場合があり、一概にどのくらいの日数がかかるかは分かりません。

しかし、引渡命令は通常の明渡訴訟と比べると簡易迅速に権利の実現をはかれます。

#### 【お問い合わせ】

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148



**Q 4 どのような占有者に対して引渡命令は発せられるのですか。**

A 4 引渡命令は原則として、次のような占有者に対して発令されます。

- 1 債務者又は所有者及びその一般承継人
- 2 買受人に対抗することのできる占有権原を有していると認められない者

占有者が上記 1, 2 に該当するか否かは、物件明細書、現況調査報告書及び評価書を参考にしてください。これらの書類をご覧になり、なお不明な点がある場合には、競売係職員にお尋ねください。

また、引渡命令も裁判の一つなので、その後新たな事実が判明した場合には、裁判官の判断により引渡命令が発令されないこともあります。

**Q 5 引渡命令の申立てをするにあたっての費用及び提出書類について教えてください。**

A 5 引渡命令の申立費用として、引渡しを求める相手方 1 名につき 5 0 0 円の収入印紙が必要になります。また、引渡命令の正本や審尋書などの送達費用のため郵便切手も必要になります。

その他事案に応じて、図面や資格証明書（商業登記簿謄本又は登記事項証明書等）などの書類の提出を求める場合があります。

なお、引渡命令申立書は、旭川地方裁判所のホームページの申立て等で使う書式例【民事】のページにてダウンロードが可能な他、民事部競売係書記官室に備え置いていますので必要な方は申し出てください。

**【お問い合わせ】**

旭川地方裁判所民事部競売係 0 1 6 6 - 5 1 - 6 1 4 8

**Q 6 引渡命令に基づいて実際に明渡しの強制執行をするにはどのような手続が必要なのですか。**

A 6 引渡命令が相手方に送達になり、執行抗告（引渡命令に対する不服申立）がなければ送達の日から1週間の経過で確定し、強制執行ができる効力が発生します（引渡命令の裁判だけで明渡しの強制執行がなされるわけではないので注意してください。）。

実際に明渡しの強制執行をする場合には、引渡命令に対する執行文の付与（申立手数料は一件につき300円）及び相手方への送達証明（手数料は証明事項1個につき150円）の申請を裁判所書記官にし、これらの書類（執行文付きの引渡命令正本及び送達証明書）に基づき、執行官へ明渡しの強制執行を申し立てなければなりません。

また、実際に明渡しの強制執行をする場合には、上記手数料のほかに、執行官に対し、強制執行に必要な費用（家具などの運搬費用や保管費用、執行官手数料等）を予納しなければなりません。

なお、執行文付与申立書及び送達証明申請書は旭川地方裁判所のホームページの申立て等で使う書式例【民事】のページにてダウンロードが可能な他、民事部競売係書記官室に備え置いてありますので、必要な方は申し出てください。

**Q 7 空家の物件で内部に家具等の残置物がある場合、これらをどのように取り除けばよいのでしょうか。**

A 7 競売の対象物件は不動産であり、家具等の動産にはその効力が及びませんので、買受人は残置物を勝手に処分することはできません。残置物を取り除くためには建物について引渡命令の申立てをし、執行官に明渡しの強制執行をしてもらう必要があります。

なお、この場合にも、残置物の量に応じて、それらを取り除くための運搬費用や保管費用を執行官に予納する必要があります。

**【お問い合わせ】**

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148